

平成23年度第2回教育研究評議会議事要旨

日時 平成23年5月20日（金）15時30分～16時20分
場所 本部2階大会議室
出席者 佛淵学長、瀬口理事、中島理事、米倉理事、上野文化教育学部長、富田
経済学部長、藤田農学部長、稲岡附属図書館長、遠藤教養教育運営機構
長、後藤医学部附属病院副院長、只木総合情報基盤センター長、福本
評議員、平地評議員、齋藤評議員、古賀評議員、大島評議員
欠席者 宮崎理事、濱崎医学部長、林田工学系研究科長
オブザーバー 川上監事、増子評価室長、酒見医学部副学部長 他

○ 前回議事要旨について

学長から、平成23年度第1回教育研究評議会議事要旨（案）を評議員に送付、確認したところ、加除・修正等の意見はなかったため、原案のとおり確定した旨、報告があった。

○ 審議事項

1. 名誉教授称号授与について

各評議員等から、国立大学法人佐賀大学名誉教授称号授与規則第2条に規定する基準に該当する者で、当該部局の教授会等の議を経て名誉教授候補者として推薦する者について説明があり、次いで評議員により投票を行った結果、推薦された者全員を名誉教授として選考した。

2. 大学機関別認証評価の次回の受審方針について

米倉理事及び増子評価室長から、本学は平成28年度までに次回の認証評価を受審する必要があるが、大学評価・学位授与機構による認証評価では、受審年度を含めた5年分のデータの蓄積が求められるため、準備期間を考慮して現時点で受審方針を定めたい旨、提案があり、次いで、受審機関は、他の評価機関に変更する特段の理由がないこと、また従来データの収集等の方法を継続して活用することで作業の効率化を図ることから、引き続き大学評価・学位授与機構とすること及び受審時期は、平成28年度に実施される第2期中期目標期間評価に、認証評価受審時のデータを活用するため、平成27年度とする旨、説明があり、審議の結果、了承された。

なお、受審時期までに大学評価・学位授与機構の認証評価事業について変更等が生じた場合には、改めて受審方針を検討することが確認された。

3. 佐賀大学病原体等安全管理規則の制定について

学術研究協力部長から、平成18年12月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」が一部改正（平成19年6月1日施行）され、この中で一種病原体等及び二種病原体等を所持するときは、「感染症発生予防規程」を作成し、厚生労働大臣へ届け出ること、及び「病原体等取扱主任者」を選任し、厚生労働大臣へ届け出ることが義務づけられたこと並びに平成10年1月20日に学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会が

「大学等における研究用微生物安全管理マニュアル」を指針として定めたことで、各大学において関係規則等の整備が進んでいることを踏まえ、本学においても病原体等安全管理体制の構築のため、規則を制定する旨、説明があり、審議の結果、了承された。

4. その他
特になし。

○ その他

文化教育学部長から、平成23年5月20日（金）に開催される東日本大震災復興支援チャリティーコンサートの案内があった。